

流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託に係る 公募型プロポーザル優先交渉権者審査基準要領

1 目的

この要領は、流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザルにおける参加事業者（以下、「参加者」という。）から、最も適した者を優先交渉権者として特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 特定方法

- （１）審査は、別に定める要領により設置する「外国人観光客誘致プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）」が、本要領に基づき行うものとする。
- （２）審査会は、参加者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について審査項目ごとに審査を行い、評点数が最も高いものを優先交渉権者として特定する。
- （３）（２）の評点数が最も高いものが複数あるときは、「３ 審査方法」に定める審査項目のうち企画提案審査の合計得点が最も高いものを優先交渉権者として特定する。

3 審査方法

（１）審査項目

主な審査項目は次に示すとおりとする。

ア 書類審査

- ・ 業務実績
- ・ 価格評価

イ 企画提案審査

- ・ 全体スケジュール
- ・ 実施体制
- ・ プロモーション
- ・ 結果の分析・効果検証
- ・ 自由提案

（２）採点方法

ア 審査会委員 1 名につき 1 0 0 点満点の配点とし、各項目の得点は審査会委員 5 名の採点の平均点（小数点第 2 位以下四捨五入する。）とする。

イ （１）アに定める書類審査は提出された業務実績を基に採点を行う。

ウ （１）イに定める企画提案審査は事前に提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容により審査する。

エ ア、イ、ウにより算出した各項目の得点を合計したものを総合評価点とし、その数値を当審査会における評点数とする。

（３）配点

審査項目ごとの評価項目及び配点については別表「流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託に係るプロポーザル審査基準」によるものとする。

附則

本要領は令和 7 年 8 月 1 3 日から施行し、外国人観光客誘致プロモーション業務委託の契約締結をもって失効する。

別表 「流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託に係るプロポーザル審査基準」

	項目	評価項目	配点
1 書類審査	業務実績	国や他自治体、民間企業における同種の業務実績は豊富か	10点
	価格評価	見積額は業務内容に照らして適正に作成されているか。	5点
2 企画提案審査	全体スケジュール	スケジュールが具体的に示されており、工程や内容等が現実的であるか	5点
	実施体制	業務を確実に遂行するために必要な能力を有する業務担当者の配置や円滑な業務の遂行を実現するための組織体制がなされているか	5点
	プロモーション	・本市の特性を理解した提案となっているか ・事業の内容が具体的であるか ・誘客が期待できる内容となっているか	50点
	結果の分析・効果検証	仕様書の業務内容を理解し、有意義で具体的なKPIの設定・提案になっているか	15点
	自由提案	・委託事業の趣旨に合致している提案であるか ・委託事業の付加・連携要素としての効果が見込まれるか	10点
合計			100点